

[事案 2020-256] がん診断給付金支払請求

・令和3年10月18日 和解成立

<事案の概要>

約款の支払事由に該当しないことを理由に、がん診断給付金が支払われなかったことを不服として、給付金の支払いおよび保険料払込免除の適用を求めて申立てのあったもの。

<申立人の主張>

甲状腺乳頭がんと診断されたため、平成24年7月に契約したがん保険にもとづき、がん診断給付金を請求したところ、約款の支払事由に該当しないことを理由に支払われなかった。しかし、約款には、給付金の支払要件である診断確定は、病理組織学的所見が得られない場合は、他の所見も認めることがあると記載があるので、がん診断給付金を支払い、保険料払込免除を適用してほしい。

<保険会社の主張>

申立人の事情を勘案し紛争の解決を図りたい。

<裁定の概要>

1. 裁定手続

裁定審査会は、当事者から提出された書面にもとづく審理の他、主張内容等を把握するため、申立人に対して事情聴取を行った。

2. 裁定結果

上記手続中、本件は和解により解決を図るのが相当であると判断し、当事者双方に対し、和解を促したところ、同意が得られたので、和解契約書の締結をもって手続を終了した。